

県営明野住宅建替事業 事業契約書（案）SPC以外 新旧対照表（令和5年2月20日）

頁	大項目	中項目	小項目	項目	旧	新
1	1	(4)			「第三者」とは本契約締結の当事者とならない者をいい、構成企業を含むものとする。	「第三者」とは本契約締結の当事者とならない者をいう。
5						ページ数を5に修正。
16	48				建替住宅整備等に係る対価は、次の合計額とする（各号の金額は、消費税、地方消費税相当額を含む）。ただし、建替住宅整備費につき、県又は事業者から請求のあった場合は、別紙6の「物価変動率による調整」に基づき調整した額を支払うものとする。なお、建替住宅整備費及び移転支援費の年度別・工区別の対価の内訳は別紙16の通り。	建替住宅整備等に係る対価は、次の合計額とする（各号の金額は、消費税、地方消費税相当額を含む）。ただし、建替住宅整備費につき、県又は事業者から請求のあった場合は、別紙6の「物価変動率による調整」に基づき調整した額を支払うものとする。なお、建替住宅整備費及び移転支援費の年度別・工区別の対価の内訳は別紙15の通り。
18	52	11			事業者は、建設企業をして、県に対し本条による履行の追完及び損害賠償をなすことについて保証させるものとし、当該保証に係る保証書（別紙15の様式によるものに限る。）を建設企業から徴し、県に提出するものとする。	事業者は、建設企業をして、県に対し本条による履行の追完及び損害賠償をなすことについて保証させるものとし、当該保証に係る保証書（別紙15の様式によるものに限る。）を建設企業から徴し、県に提出するものとする。
21	60	2			活用予定地の対価は、別紙17の方法により決定する。	活用予定地の対価は、別紙16の方法により決定する。

25	69	(6)		<p>事業者を被保険者とする履行保証保険契約を、設計企業、建設企業、工事監理企業及び移転支援企業の全部又は一部の者に締結。ただし、保険金請求権に、第67条第1項による違約金支払債務を被担保債務とする質権を県のために設定し、保険証券及び質権設定証書を県に提出する。質権の設定の費用は、事業者が負担する。</p>	<p>代表企業を被保険者とする履行保証保険契約を、設計企業、建設企業、工事監理企業及び移転支援企業の全部又は一部の者に締結。ただし、保険金請求権に、第67条第1項による違約金支払債務を被担保債務とする質権を県のために設定し、保険証券及び質権設定証書を県に提出する。質権の設定の費用は、事業者が負担する。</p>
35	2	ウ		<p>ウ 具体的な改定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 県及び事業者は、設計完了後から12月を経過した後日本国内における物価水準の変動により、設計完了時の改定基準指標から1.5%以上の物価変動が生じた場合に、改定を請求することができるものとする。 変動前残工事費と変動後残工事費との差額のうち変動前残工事費の1.5%を超える額につき、サービス購入料を改定するものとする。 改定後の工事費の増減額「X」を求めるための計算式は、次のとおりとする。 改定後の工事費（X）を求めるための計算式は、次のとおりとする。 $X = (\text{提案時の工事費}) \times (1 + \alpha - 0.015) \quad (\alpha > 0.015 \text{ のとき})$ $X = (\text{提案時の工事費}) \times (1 + \alpha + 0.015) \quad (\alpha < 0.015 \text{ のとき})$ $\alpha = (A / B - 1) \times 100 (\%)$	<p>ウ 具体的な改定方法</p> <p>(ア) 設計完了時</p> <ul style="list-style-type: none"> 改定後の工事費「a'」を求めるための計算式は、次のとおりとする。 $a' = a \times (B / b)$ <p>a 提案時の工事費 a' 設計完了時の改定後の工事費 b 提案時の建築費指数 B 設計完了時の建築費指数</p> <p>(イ) 工事着手後</p> <ul style="list-style-type: none"> 県及び事業者は、設計完了後から12月を経過した後日本国内における物価水準の変動により、設計完了時の改定基準指標から1.5%以上の物価変動が生じた場合に、改定を請求することができるものとする。 変動前残工事費と変動後残工事費との差額のうち変動前残工事費の1.5%を超える額につき、サービス

					<p>購入料を改定するものとする。</p> <p>・改定後の工事費の増減額「X」を求めるための計算式は、次のとおりとする。</p> <p>・改定後の工事費（X）を求めるための計算式は、次のとおりとする。</p> <p>$X = (\text{提案時の工事費}) \times (1 + \alpha - 0.015)$ ($\alpha > 0.015$ のとき)</p> <p>$X = (\text{提案時の工事費}) \times (1 + \alpha + 0.015)$ ($\alpha < -0.015$ のとき)</p> <p>$\alpha = (A/B - 1) \times 100$ (%)</p>
41	(1)			<p>土木工事保険 土木工事を主体とする工事を対象とする（一部に建築工事及び設備工事を含む場合も対象とする。）。</p>	<p>土木工事保険 土木工事を主体とする工事を対象とする（一部に建築工事及び設備工事を含む場合も対象とする。）。</p>
58				<p>建設企業（以下「保証人」という。）は、事業に関連して、●[SPC名称]（以下「事業者」という。）が、大分県（以下「県」という。）との間で令和●年●月●日付で締結した事業契約（以下「事業契約」という。）に基づいて、事業者が県に対して負担する本保証書第1条に定める債務を事業者と連帯して保証する（以下「本保証」という。）。</p>	<p>建設企業（以下「保証人」という。）は、事業に関連して、●[SPC名称]（以下「事業者」という。）が、大分県（以下「県」という。）との間で令和●年●月●日付で締結した事業契約（以下「事業契約」という。）に基づいて、事業者が県に対して負担する本保証書第1条に定める債務を事業者と連帯して保証する（以下「本保証」という。）。</p>
60				<p>別紙 16 建替住宅整備等の支払い対価の内訳</p>	<p>別紙 <u>15</u> 建替住宅整備等の支払い対価の内訳</p>

61					別紙 17 活用予定地の対価の補正	別紙 <u>16</u> 活用予定地の対価の補正
----	--	--	--	--	-------------------	--------------------------